

熊本県内博物館等の施設の新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

2020年5月11日

熊本県博物館連絡協議会

国際美術館会議（CIMAM）が公開している「パンデミックで美術館が注意すべき20のこと」をベースに、5月4日に示された新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において提言された「新しい生活様式」を踏まえて、熊本県内における博物館等の施設の利用に際してのガイドラインを下記のとおり定める。

なお、このガイドラインは、緊急事態宣言の状況など今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況等を見極めながら、各施設の機能、規模、運営体制が異なる中、各施設が安全に運営できるよう実状に応じ運用するものとする。

来館者の安全

1. すべての来訪者について検温等により体調の把握に努め、体調不良者には入館を控えてもらい、医師の診察を受けるように促すこと。
2. 会場入口で、来館者やイベント参加者の連絡先（氏名、電話番号、メールアドレス）を把握するなどし、来場者を記録。連絡先を追跡できるよう対策を実施すること。
3. 来館者やイベント参加者の渡航及び健康状態の申告書取得を検討すること。過去14日間に感染拡大地域を訪問している来館者等は帰宅を促すこと。
4. 可能であれば、来館者やイベント参加者全員がマスクを着用すること。
5. 一度の来館者は、50名以下に調整すること。
6. 高齢者やその他の弱者を対象としたプログラム等は実施しないこと。
7. ガイドツアーは実施しないこと。
8. イベントを実施するうえでは、以下の予防策を実施すること。
 - ア) 来館者のあいだにできるだけ2メートル（最低1メートル）の距離を保持すること（以下参照）
 - ・来館のタイミングをずらす。
 - ・来館時間に制限を設ける。
 - ・入場時に列を作るようなイベントの場合は、フロアマーカ―（またはその他の形式

のバリケード)を使用して来館者を誘導し、個人間の距離をできるだけ2メートル(最低1メートル)に保つ。

・着席する場合は座席や列を互い違いにする。この場合も、個人間にできるだけ2メートル(最低1メートル)の距離を確保する。

イ) 大人数で来館しないように促すこと(同一世帯の場合を除く)。

来館者が集まりそうな場所を特定し、分散させるための措置を講じること。

ウ) 特に屋外イベントでは、参加者のアクセスを制限するための適切な封鎖措置(バリケードなど)をとり、イベント司会者が参加者に対し、十分な距離を保つように注意を促すこと。参加者の数を制限し、十分な距離を確保できない場合は、実施しないこと。

職員の安全

9. 全職員が毎日、出勤時に1回、午後に1回の検温を実施し、その結果を記録すること。発熱等の風邪症状がみられた場合は、医師の診断を受けるように指示し帰宅させ、診断結果をオフィス内で記録しておくこと。

10. 全職員マスクを着用すること。

11. すべての職員、出演者、参加者に社会的責任を自覚させ、自分の健康状態を把握させること。体調不良の場合はイベントへの参加を避けるようにすること。

12. 人と人が対面する場所は、アクリル板・ビニールカーテンなどで遮蔽すること。

施設管理

13. 施設内の清掃・消毒の頻度を高め、とくに触る機会の多い物品は可能な限り取り除くこと。また、十分な清掃・消毒ができない場合、オーディオガイドの使用を中止し、プレイエリア等は閉鎖すること。

14. 来館者やスタッフが手を消毒できるように、手指消毒液を手の届きやすい場所(ドアノブを触れた後など)に置いておくこと。

15. 換気を徹底すること。(2つの窓を同時に開放する、強制的に換気をする設備を作動させる等)

16. トイレ内で不特定多数が接触する場所は清拭消毒すること。トイレの蓋は閉めて流すよう表示すること。ハンドドライヤー、共通タオルは使用しないこと。

17. 休憩スペースは一度に使用する人数を制限し、常時換気、こまめな消毒を実施すること。

来館者への周知

18. ソーシャルディスタンスや、来館者登録、検温などにおける注意事項を積極的に伝えること。
19. 目立つ場所に掲示物やポスターを設置し、利用者に関連する予防・管理措置（他のイベント参加者との握手を避ける、個人の衛生管理を徹底するなど）の注意喚起を行うこと。